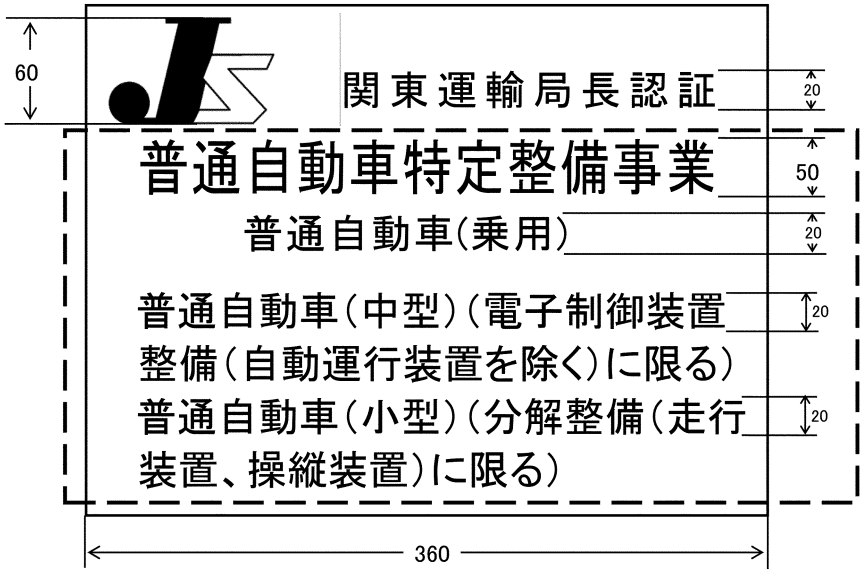
											号に掲げるものを、内燃機関の点検を行わない事業場にあつては、第３号、第６号、第14号及び第15号に掲げるものを除く。
工具	(1) ホイール・プーラ			○		○					小型自動車特定整備事業で対象とする自動車が二輪の小型自動車であるものにあつては、第１号及び第２号に掲げるものを除く。
	(2) ベアリング・レース・プーラ		○	○		○					
	(3) グリース・ガン又はシャシ・ルブリケータ	○	○	○	○	○	○	○			
	(4) 部品洗浄槽	○	○	○	○	○	○	○			

備考

○印は、対象とする装置の種類の項に掲げる装置を対象とする特定整備を行う事業場が当該各欄に掲げる作業機械等をそれぞれ備えなければならないことを示す。

第二十号様式（自動車特定整備事業者の標識）（第六十二条関係）



											号に掲げるものを、内燃機関の点検を行わない事業場にあつては、第３号、第６号、第14号及び第15号に掲げるものを除く。
工具	(1) ホイール・プーラ			○		○					小型自動車分解整備事業で対象とする自動車が二輪の小型自動車であるものにあつては、第１号及び第２号に掲げるものを除く。
	(2) ベアリング・レース・プーラ		○	○		○					
	(3) グリース・ガン又はシャシ・ルブリケータ	○	○	○	○	○	○	○			
	(4) 部品洗浄槽	○	○	○	○	○	○	○			

備考

○印は、対象とする装置の種類の項に掲げる装置を取り外して分解整備を行う事業場が当該各欄に掲げる作業機械等をそれぞれ備えなければならないことを示す。

第二十号様式（自動車分解整備事業者の標識）（第六十二条関係）

